

議案第 27 号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例

川崎市消防団給与条例（昭和 23 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「21,000 円」を「22,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給される報酬について適用し、同日の前日までの分として支給される報酬については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消防団員の年額報酬を引き上げるため、この条例を制定するものである。